

# 役場からのお知らせ

## 「児童扶養手当」の加算額が変わります

8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

|           |                |
|-----------|----------------|
| 平成28年8月から | ・加算額が増額されます    |
| [第2子]     | 月額5千円→最大で月額1万円 |
| [第3子以降]   | 月額3千円→最大で月額6千円 |

平成29年4月から  
物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」を、児童扶養手当の加算額にも導入します。

問い合わせ先：住民課 福祉班 都築

## 「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」を存じですか？

「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」では、高知県および高知市より委託を受けて、高知県内のひとり親の父・母などに対して就職に関する相談、支援を実施しています。

相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。



問い合わせ先：

ひとり親家庭等就業・自立支援センター  
高知市旭町3丁目115番地

じつち男女共同参画センター（ソーレ2F）  
☎ 088-875-12500

## 農業経営基盤強化法による利用権設定について

農業経営基盤強化法による「利用権設定」は、貸したことなく貸人である農地所有者に返ってくるため、安心して農地の貸し借りが行えます。農業委員会が、農家の方から提出された利用権設定の申請書とともに農用地利用集積計画を作成し、農業委員会総会の決定を経て告示します。



- 農用地のすべてを利用し、耕作または養畜の事業を行うこと。
- 耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時從事すること。
- 地域の農業者との適切な役割分担により、継続的かつ安定的に農業経営を行うこと。
- 権利を有する者すべての同意が得られていること。

農地を農地以外に利用する時は、農地法の許可が必要です。農地に家や倉庫等を建てたり、駐車場や資材置場として利用する場合は、工事を始める前に許可を受けなければなりません。許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反するごとに、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、罰則の適用もありますので注意してください。

問い合わせ先：農業委員会（産業建設課産業班内）小松

## ごみの分別方法が変わります

「プラスチックごみ」の分別収集を実施します。平成29年度に、本山町木能津の嶺北広域清掃センター焼却炉の大規模改修工事を行います。工事期間中は、ごみ焼却作業ができないため、南国市香南清掃組合ごみ焼却場で可燃ごみの処理をすることになります。このため、この期間は香南清掃組合のごみ分別区分に従い、これまで「燃えるごみ」として収集していたごみの中から「容器包装プラスチック」と「硬質プラスチック製品」の2種類のプラスチック類を分別品目として追加し、収集を行います。



問い合わせ先：住民課 三谷

高知県共同募金会大豊町共同募金委員会  
(大豊町社会福祉協議会内)

○平成28年熊本地震義援金

：1,101,000円  
：20,000円

○平成28年4月地震大分県被災者義援金

：1,101,000円  
：20,000円

## 災害義援金へのご協力

ありがとうございました

皆さまからお預かりしました義援金は、高知県共同募金会を通じて被災地各県へ送金され、被災地の県・共同募金会・その他関係機関で構成される義援金配分委員会で決定し、被害に遭われた方々の支援に充てられます。

○平成28年熊本地震義援金

## 24時間アドバイス

（⑨73-1200）



問い合わせ先：総務課企画財政班 兵頭